

広報

号外

しょうわ

■ 令和4年7月20日発行

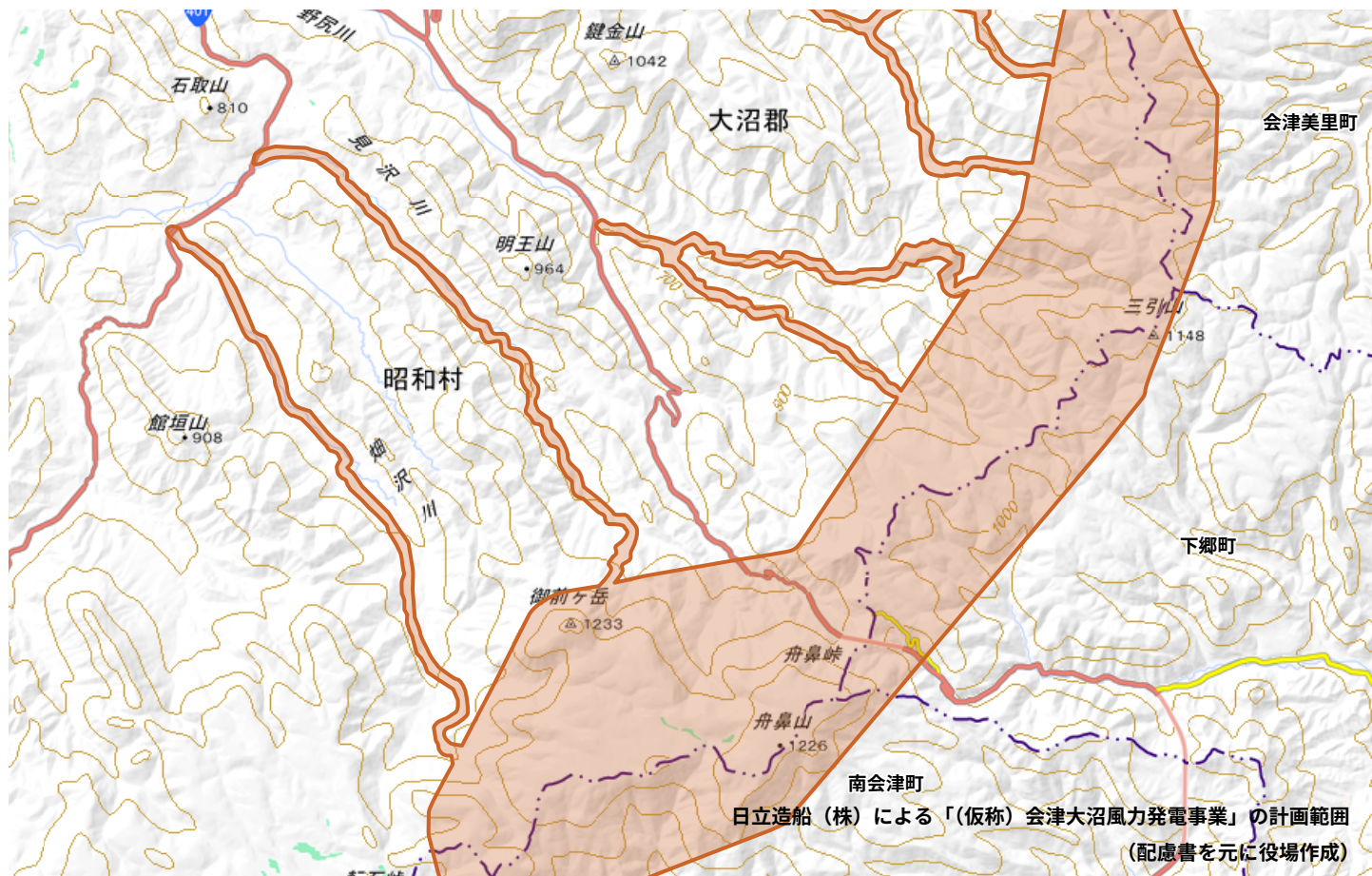
■ 編集・発行

昭和村役場 総務課 企画創生係

〒968-0103

福島県大沼郡昭和村大字下中津川字中島652

TEL 0241-57-2111(代表) FAX 0241-57-3044(代表)



昭和村長、 白紙撤回を要求

昭和村周辺で計画される 風力発電事業

7月14日(木)、大阪に本社を置く「日立造船株式会社」が来庁し、同社が計画している「(仮称)会津大沼風力発電事業」の説明が初めて行われた。

本計画は、昭和村・南会津町・下郷町・会津美里町にまたがる、「御前ヶ岳」・「舟鼻山」・「白森山」・「博士山」の山岳地帯(国有林内)に最大40基の風力発電機を設置するというものである。

現在は、環境アセスメント制度(開発事業に当たって、必要性・採算性だけでなく、環境の保全についても検討をする制度)の第1段階である、『計画段階環境配慮書』の縦覧が8月3日までを期限に行われている。

CHECK 風力発電事業の概要

日立造船が計画する(仮称)会津大沼風力発電事業の概要は、次の通り。

①事業実施想定区域

所在地：昭和村、会津美里町、下郷町、南会津町

事業実施想定区域：約 27.3 km²

②風力発電機

項 目	諸 元
発電機出力(定格出力)	最大 6,100 kW程度 / 基
ブレード(羽根)枚数	3 枚
ローター直径(ブレードの回転直径)	約 120 ～ 180m
ハブ高さ(風力発電機中心高さ)	約 80 ～ 140m
最大高さ	約 140 ～ 230m

③風力発電機の出力及び基数

項 目	諸 元
単機出力	最大 6,100 kW程度
基数	最大 40 基
総発電出力	最大 183,000 kW(8 万世帯分)

④工事内容

造成・基礎工事等：機材搬入路工事、敷地造成工事、基礎工事、付帯工事等

据付工事：風力発電機据付工事(輸送含む。)

電気工事：送電線工事、所内配電線工事、変電所工事等

⑤予定工事期間

工事実施期間：着工後 1 ～ 36 か月目

試運転期間：着工後 36 ～ 42 か月目

営業運転開始：着工後 42 か月目

※冬期間(12 月～ 3 月)は休工

⑥輸送計画

風力発電機等の資材は、小名浜港から、国道 6 号、国道 49 号、国道 401 号等の既存道路により輸送。

(配慮書より抜粋)

CHECK これまでの経過

●平成 28 年

・日立造船(株)が昭和村と南会津町の境界付近を風力発電適地と認識。

●平成 30 年

・日立造船(株)が昭和村内で風況観測調査を実施するための準備を開始。

●令和 3 年

・日立造船(株)が会津森林管理署の許可を受け、昭和村内国有林に風況観測塔を設置。

●令和 4 年 1 月

・日立造船(株)が社内で「(仮称)会津大沼風力発電事業」を進めることを決定。

6 月

・日立造船(株)による計画段階環境配慮書が完成。

7 月 4 日

・昭和村、会津美里町、下郷町及び南会津町で計画段階環境配慮書の縦覧を開始。

7 月 14 日

・日立造船(株)が昭和村長や議長、教育長などに初めて事業概要を説明。

POINT (仮称)会津大沼風力発電事業の問題点

事業実施想定区域内は、村民が使用する上水道や山水道の水源地であるほか、保安林、砂防施設などが含まれ、これらが大規模に伐採されることによる土砂災害等、防災面での影響が懸念されます。

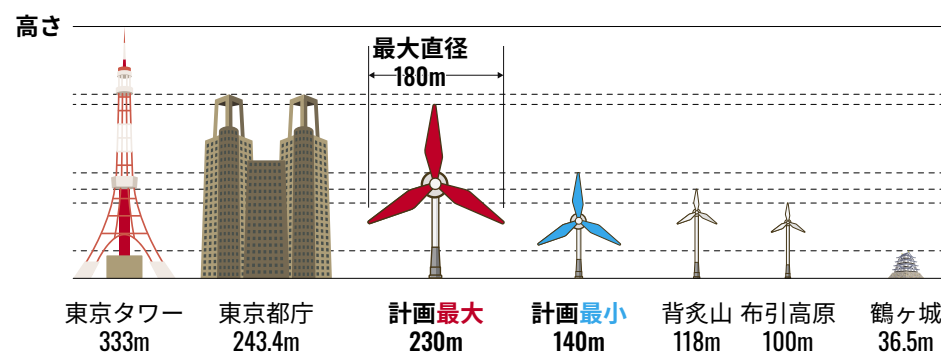
また、風力発電設置地域では騒音や低周波音等による様々な健康被害などが想定されることに加え、林野庁設定の「緑の回廊」、国指定天然記念物「駒止湿原」、博士山鳥獣保護区、駒止湿原鳥獣保護区があり、舟鼻山を始めとする地域には貴重なブナ林が広がっています。

さらには、多数の木地師集落遺跡があり、文化財としての価値が高い地域でもあります。

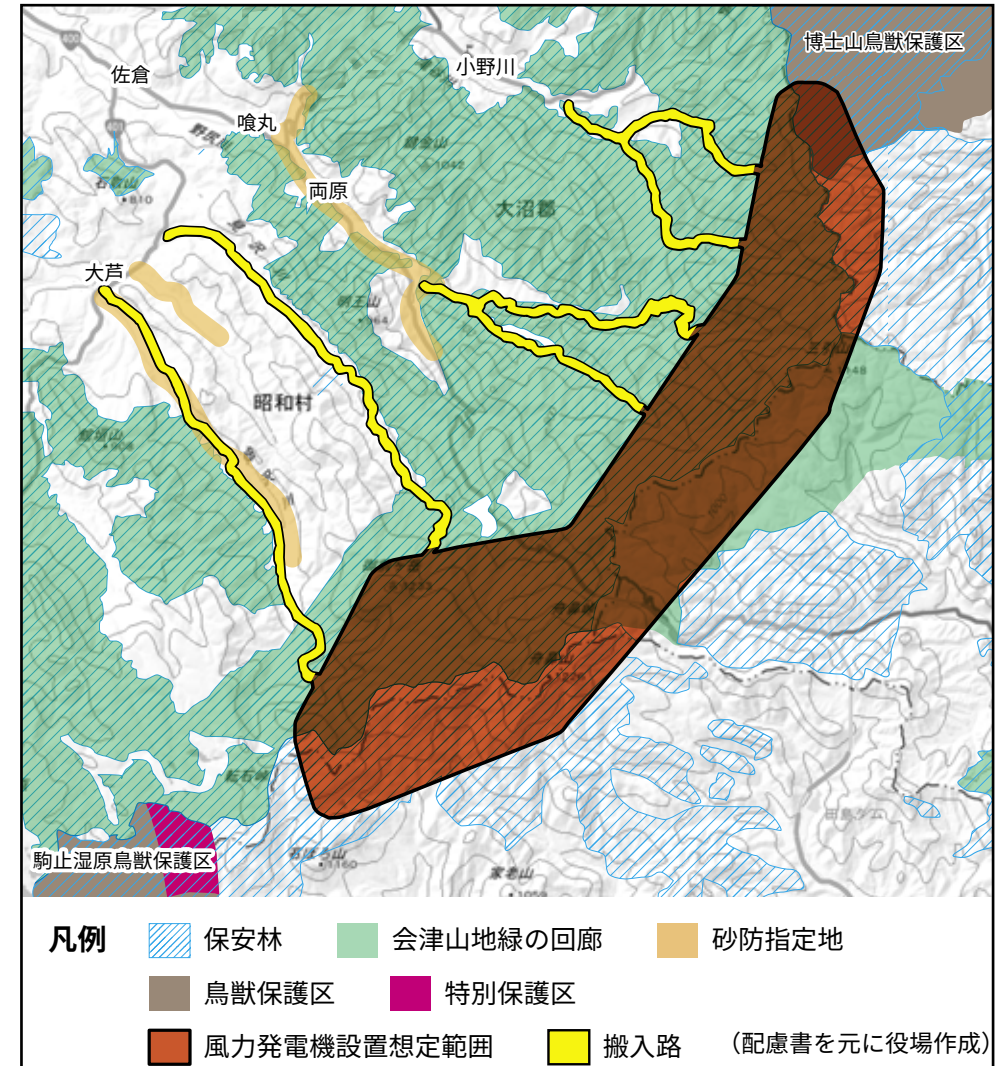


TIPS 計画されている風力発電は、どのくらいの大きさ？

高さの比較で用いられる建物や、県内にある風力発電機と比較してみました。かなり大型であることがわかります。



▶ 日立造船による(仮称)会津大沼風力発電事業の計画範囲



POINT 村長は、白紙撤回を要求

7 月 14 日、日立造船(株)に対し、村長は「本村は、村議会の同意を得て、『日本で最も美しい村連合』に加盟しており、これは自然景観と独自の伝統文化を守り続けようとする村の姿勢である。昭和村を美しい村のまま、次代の子どもたちに引き継いでいくことが、村長の責務であり、これからも内発的な地域振興を継続していきたい。本計画は、自然保護、文化財保護、自然景観の保全、防災上からも大きな問題を含んでいるため、到底受け入れることができない。事業の白紙撤回を求める。」と発言しました。

なお、計画範囲に含まれる他の 3 町も反対の意向を示しており、今後 4 町村が連携し、足並みをそろえて計画の反対、中止を訴えてまいります。

CHECK 配慮書の縦覧とは

8 月 3 日まで役場窓口で縦覧することができます。からむし織の里フェア会場でも縦覧を予定しています。

なお、インターネットでも閲覧いただけます。

配慮書をご覧の上、環境保全の見地で意見書を提出することができますので、役場に備え付けてある意見書の用紙(別添の用紙)によりご意見をお寄せください。



日立造船(株)
ホームページ

CHECK 環境アセスメント(環境影響評価)制度とは？

交通の便をよくするために道路や空港を作ること、水を利用するためにダムを作ること、生活に必要な電気を得るために発電所を作ること、これらはいずれも人が豊かな暮らしをするためには必要なことですが、いくら必要な開発事業であっても、環境に重大な影響を与えてよいはありません。

開発事業による重大な環境影響を防止するためには、事業の内容を決めるに当たって、事業の必要性や採算性だけでなく、環境の保全についてもあらかじめよく考えていくことが重要となります。

このような考え方から生まれたのが、環境アセスメント（環境影響評価）制度です。環境アセスメントとは、開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度です。

(出典：環境省「環境アセスメント制度のあらまし」)

